第九十五条の二に次の一項を加える。

２　令第三百五十三条第一項に規定する給与等の支払をする者が、当該給与等の支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該支払をする者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

第九十五条の二の次に次の一条を加える。

（源泉徴収票の提出の特例）

第九十五条の三　法第二百二十六条第六項（源泉徴収票）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　法第二百二十六条第六項第一号に掲げる報告書　第九十三条第一項第一号イ（給与等の源泉徴収票）に定める事項、同項第二号から第五号までに掲げる事項、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第七号から第十一号までに掲げる事項

二　法第二百二十六条第六項第二号に掲げる報告書　第九十四条の二第一項第一号イ（公的年金等の源泉徴収票）に定める事項、同項第二号から第六号までに掲げる事項、同項第七号イ⑴に定める事項、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第八号に掲げる事項

第九十七条の二第一項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第九十七条の四第二項中「第七項第三号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第三百五十五条第二項に」を「第三百五十五条第一項（支払調書等の提出の特例）に」に改め、同項第一号中「第三百五十五条第二項」を「第三百五十五条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三百五十五条第二項」を「第三百五十五条第一項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項又は第三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第九十八条中「（事務所等を移転する場合で、その移転前の事務所等の所在地とその移転前の納税地とが同一であり、かつ、その移転後の事務所等の所在地とその移転後の納税地が同一であるときは、その移転前の納税地の所轄税務署長）」を削り、同条第四号中「その移転前の事務所等の所在地及び」を削る。

第九十九条中「、その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き」を削り、同条第四号中「職種等の別の」を削る。

別表第五㈹の表の備考１⑴中「法第225条第１項第10号に規定する」を削り、同表の備考２⑵及び⑸中「第37条の13の３第１項」を「第37条の13の４第１項」に改める。

別表第五㈺の表の備考１中「第90条の４第１項の」を削り、「対価」の次に「（同条に規定する対価をいう。以下この表において同じ。）」を加える。

別表第八㈢の表の備考２⑶中「第37条の13の２第４項」を「第37条の13の３第４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四十七条の二の改正規定及び第七十三条の二の改正規定並びに附則第四条及び第七条の規定　令和六年一月一日

二　第七十五条第一項の改正規定及び附則第八条の規定　令和六年十月一日

三　第七十三条の改正規定、第七十四条の改正規定、第九十三条第一項第二号の改正規定（「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」に改める部分に限る。）及び同項第六号の改正規定　令和七年一月一日

四　第六十六条の改正規定及び第九十八条の改正規定並びに附則第六条及び第十三条の規定　令和八年一月一日

五　第三十六条の四第一項の改正規定、第五十五条の改正規定、第七十八条の改正規定、第九十三条第一項第二号の改正規定（「及び次項第三号」を削る部分に限る。）、同条第二項の改正規定、第九十四条第二項の改正規定、第九十四条の二の改正規定、第九十五条の二の次に一条を加える改正規定及び第九十九条の改正規定並びに次条並びに附則第五条、第九条から第十一条まで及び第十四条の規定　令和九年一月一日

六　第七条の改正規定並びに附則第十六条及び第十七条の規定　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第七号に掲げる規定（同法第四十九条の規定に限る。）の施行の日

七　第八十一条の二十第二項の改正規定、第八十一条の三十三第二項の改正規定、第九十条の四第一項の改正規定、第九十条の五の改正規定及び別表第五㈺の表の備考１の改正規定並びに附則第十五条の規定　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

（青色専従者給与に関する届出書の記載事項等に関する経過措置）

第二条　改正後の所得税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十六条の四第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与等の支払者による証明等に関する経過措置）

第三条　新規則第三十六条の五第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる同項に規定する申出に基づき同項の証明が行われる場合について適用し、施行日前にされた改正前の所得税法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十六条の五第一項に規定する書面による申出に基づき同項の書面による証明が行われた場合については、なお従前の例による。

（確定申告書に添付すべき書類等に関する経過措置）

第四条　新規則第四十七条の二第六項第三号及び第八項第三号の規定は、令和六年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。

（青色申告承認申請書の記載事項に関する経過措置）

第五条　新規則第五十五条（所得税法施行規則第六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、令和九年分以後の所得税につき所得税法第百四十三条（同法第百六十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の承認を受けようとする場合について適用し、令和八年分以前の所得税につき同法第百四十三条の承認を受けようとする場合については、なお従前の例による。